

令和8年第3回土佐町農業委員会

1.開催日時 令和8年4月28日 午前9時30分～9時50分

2.開催場所 土佐町役場2階会議室

3.出席委員 (10名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・5 田岡博之・6 西峰昭江・7 矢野公彦・
9 川村寿一・12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄・14 澤田智則

4.欠席委員 (4名)

4 岡林秀明・8 近藤秀幸・10 西村尚・11 西村美佐江

5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

6.議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

その他

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は4番岡林秀明委員、8番近藤秀幸委員、10番西村尚委員、11番西村美佐江委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会 長:おはようございます。令和8年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。12番 仁井田亮一郎 委員、13番 和田俊雄 委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件としましては、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限ること」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」になります。これらを事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。今回は3件の申請がありました。

事務局：【内容説明】

会 長：この件については、溜井ですので、私の方で確認しております。問題はありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。2 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：岡林委員から本日欠席の連絡がありました。本件につきまして、問題はないとのことです。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。3 件目については農業委員会会議規則第11条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する議事に参与することはできませんので、私と14番澤田委員は退席します。またその間の議事進行については2番川井職務代理者をお願いします。

(会長、澤田委員 9:35 退出)

川井職務代理：それでは早速ですが、議長が退出されましたので議長にかわり議事進行をさせていただきます。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

職務代理：岡林委員は本日欠席しておりますが、問題なしとの連絡を受けております。

職務代理：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

川田委員挙手

川田委員：現況地目畑へは、柚子が全部植わる予定ですか。

事務局：今も柚子が植え付けされています。

職務代理：他にご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

職務代理：ないようですので、採決を行います。本件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

職務代理：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。退席されていた方の入室をお願いします。

(会長、澤田委員 9:43 入室)

職務代理：それでは議事進行を会長に戻します。

会 長：川井職務代理ありがとうございました。続いて第 2 号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局：第 2 号議案 非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10 年以上の間 耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は 1 件の申請がありましたので、説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：この件につきましても、私の方で確認をしております。問題はありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局：農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告します。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。今回 1 件の届出があり、本件はその報告です。

【内容説明】

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は 5 月 28 日、木曜日の予定です。開催する場合は開催通知を送りますので出席をお願いします。以上です。

会 長：それでは以上で令和 8 年第 3 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員長

千頭 健司

議事録署名委員

川口 亮一郎

議事録署名委員

和田 俊雄